

令和5年度交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業(10月補正・12月補正追加支援反映分)

燃料価格高騰等に直面している県内交通事業者に対し、燃料価格高騰、デジタル化等、安定的な運行、利用促進に向けた取組にかかる費用を支援することにより、県内公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。

○燃料価格高騰等への支援 (三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金)

【概要】

- ＜燃料等価格高騰＞
動力使用量に係る燃料等価格の高騰分を支援
- ＜デジタル化等＞
デジタル化・システム化・グリーン化に要する費用を支援
- ＜安定的な運行＞
運行経費を支援

【対象事業者】

- ・県内地域鉄道運行事業者
- ・県内乗合バス運行事業者
- ・県内航路事業者
- ・県内タクシー事業者(デジタル化等が対象)

【補助額】

- ＜燃料等価格高騰＞(県単独補助)
令和5年4月から令和6年3月分までの動力使用量(軽油・重油・電気)に係る高騰分の1/2を補助 ※高騰分単価は以下のとおり
- ・R5年4月～9月分: 軽油15.04円/L、重油16.30円/L、電気8.75円/kwh
- ・R5年10月～12月分: 軽油14.22円/L、重油5.90円/L、電気2.11円/kwh
- ・R6年1月～3月分: 軽油17.18円/L、重油9.90円/L、電気0.43円/kwh
- ※追加分はR5年10月～12月分およびR6年1月～3月分
- ＜デジタル化等＞(国協調補助)
デジタル化・システム化・グリーン化に要する経費の1/4を補助
- ＜安定的な運行＞(県単独補助)
4か月分の運行経費(一部)の1/2を補助 ※うち2か月分を追加

【申請期限】

- ＜燃料等価格高騰＞
令和6年3月31日(日) 12時
- ＜デジタル化等＞
令和5年12月22日(金) 17時
- ＜安定的な運行＞
令和6年3月31日(日) 12時

申請期限終了

○利用促進の取組にかかる費用への支援 申請期限終了 (三重県交通事業者利用促進対策費用補助金)

【概要】

利用促進のための取組に要する費用を支援

【対象事業者】

- ・県内地域鉄道運行事業者
- ・県内乗合バス運行事業者
- ・県内航路事業者
- ・県内タクシー事業者

【補助額】(県単独補助)

割引・ポイント上乘せ等や、発信・啓発物品作成などPR等に要する経費の1/2を補助(1事業者あたり上限300万円)

【申請期限】

令和5年12月22日(金) 17時

○タクシーの運行継続への支援 (三重県タクシー事業者運行継続支援金)

【概要】

タクシーの運行継続を支援

【対象事業者】

県内タクシー事業者
※営業収入が一定以上減少している場合に限る

【支援額】(県単独補助)

当初分: 1台あたり1.5万円を支援
追加分: 1台あたり1.5万円を支援(合計1台あたり3万円)
(※当初分と追加分を合算して1事業者あたり上限100万円)

【申請期限】

令和6年2月29日(木) 17時